

西明石発着となる「のぞみ」の運行に伴う特急料金の設定認可について

1. 申請者等

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 松本 正之
(会社所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山崎 正夫
(会社所在地) 大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号

2. 申請の内容

- (1) 設定しようとする料金の上限を適用する路線 東海道・山陽新幹線
(2) 設定しようとする料金の種類 特別急行料金(のぞみ)
(3) 設定しようとする料金の額 以下のとおり

	西明石拠点		
	営業キロ (km)	料金 (円)	料金 ^{※1} (円)
東京	612.3	6,320	1,180
品川	605.5	6,320	1,180
新横浜	583.5	5,910	1,180
名古屋	246.3	3,920	670
京都	98.7	2,200	520
新大阪	59.7	1,990	310
新神戸	22.8	1,990	310
西明石	0	—	—
姫路	32.0	1,990	310
岡山	120.6	2,870	460
福山	178.9	2,870	460
広島	281.9	3,860	610
徳山	370.4	4,740	760
新山口	414.7	5,280	870
小倉	495.4	5,280	870
博多	562.6	5,700	970

※1：西明石駅で「のぞみ」と「ひかり・こだま」を乗り継いで利用する際の特別急行料金（全乗車区間の「ひかり・こだま」新幹線特急料金に「のぞみ」乗車区間に応じて当該料金を加算）

3. 実施予定時期

平成20年3月ダイヤ改正時

4. 申請理由

JR東海及びJR西日本が20年3月に実施する予定のダイヤ改正にあわせて、「のぞみ」の新たな停車駅（西明石）に係る特急料金を、現行の東海道及び山陽新幹線に適用している特別急行料金体系と同等額の上限額で特別急行料金を設定したいとして申請に及んだものである。

5. 申請日

平成19年12月3日